

ID: 55

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町蓮のギャラリー等条例 第4条第2項		
例規番号	平成11年 条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び使用料の減免) 第四条 2 町長は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町蓮のギャラリー等条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第五条 条例第四条第二項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び割合は次のとおりとする。 一 町及び教育委員会が使用するとき。 免除 二 教育委員会が認定した町内の社会教育団体が本来の目的に応じて使用するとき。 免除 三 学校教育及び社会教育の目的で、教育機関並びに教育関係団体が本来の目的に応じて使用するとき。 免除又は五十パーセント 四 その他町長が特に認めるとき。 免除又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日